

松山市長 野 志 克 仁

松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱をここに公布する。

記

松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院、有床診療所、無床診療所、助産所、薬局、歯科技工所及び施術所（以下「医療施設等」という。）が受ける原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰の影響を軽減し、安定的な保健医療サービスの提供を図るため、医療施設等を運営する者に対し、予算の範囲内において松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

第2条 この要綱において使用する用語は、次条第1項に掲げる法律において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年11月1日（以下「基準日」という。）において、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法第19号）に係る別表に掲げる医療施設等（その制度上、市長等の許可を受け、又は市長等へ届出が必要なものにあつては、これらの行為があるものに限る。）を市内で運営する者とする。ただし、支援金を交付することについて市長が不相当と認めた者を除く。

2 前項に規定する医療施設等は、基準日において休止していないものに限る。

(額及び交付回数)

第4条 支援金の額は別表に定める額とし、交付の回数は1回限りとする。

(交付申請)

第5条 市長は、交付対象者に対し、松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を送付するものとする。

2 前項の交付申請書兼請求書の送付を受けた交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和5年1月31日までに、当該交付申請書兼請求書に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の交付申請書兼請求書の送付を受けた交付対象者は、市長が別に定める電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続の相手方の使用する電子計算機(入出力装置を含む。))とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により、支援金の交付を申請することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者(以下「申請者」という。)にその旨を通知するとともに、支援金を口座振込により交付するものとし、支援金を交付しないことと決定したときは松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金不交付決定通知書(様式第3号)により理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の決定に当たっては、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(実績報告の免除)

第7条 規則第11条ただし書の規定により、同条本文の規定による提出を要しないものとする。

(調査等)

第8条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により第6条第1項の規定による支援金の交付の決定を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定による支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条，第4条関係）

区分	交付の対象となる医療施設等	1の医療施設等当たりの支援金の額
1	病院（保険医療機関に限る。）	64万円と8千円に病床の数を乗じて得た額の合計額
2	有床診療所（保険医療機関に限る。）	64万円
3	無床診療所（保険医療機関に限る。）	22万円
4	助産所	7万5千円
5	薬局（保険薬局に限る。）	2万5千円
6	歯科技工所	2万5千円
7	施術所（あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律若しくは柔道整復師法の規定に基づく施術所又は専ら出張のみによってその業務に従事するあん摩マッサージ指圧師，はり師若しくはきゆう師に限る。）	2万5千円

備考

- 1 愛媛県，本市，松山養護老人ホーム事務組合又は松山広域福祉施設事務組合が設置する医療施設等については，交付の対象としない。
- 2 同一の場所で運営されるあん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律に基づく施術所及び柔道整復師法に基づく施術所については，一つの施術所とみなす。
- 3 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律に基づく施術所を運営する者が，専ら出張のみによってその業務に従事するあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゆう師として届出をしているときは，一つの施術所とみなす。

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者 庁

所在地 \_\_\_\_\_

法人名等 \_\_\_\_\_

代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。なお、交付の決定後は、下記の口座に松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金を振り込んでください。

記

1 確認事項（※必ず確認し、□にチェックしてください。）

□ 下記施設は、令和4年11月1日時点で運営していることに相違ありません。

2 交付申請（請求）額 合計 円

内訳

医療施設等名	区分	病床数※病院のみ	申請（請求）額
			円
			円
			円
			円
			円

3 振込口座

金融機関名	銀行・信金・農協		支店名	支店・支所			
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							

様式第2号（第6条関係）

（申請者住所）

（申請者名） 様

第 号  
年 月 日

松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書

松 山 市 長

年 月 日付けで交付の申請のあった松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 事業の名称 | 松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援事業  |
| 2. 補助金の額 | 合計 円  |
| 3. 振込予定日 | 年 月 日   |
| 4. 交付の条件 | <ul style="list-style-type: none"><li>・松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱に従うこと。</li><li>・上記のほか、申請内容等に変更等が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の指示に従って必要な手続を行うこと。</li></ul> |

様式第3号（第6条関係）

（申請者住所）

（申請者名） 様

第 号

年 月 日

松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金不交付決定通知書

松 山 市 長

年 月 日付けで交付の申請のあった松山市医療施設等物価高騰対策緊急支援金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

不交付とした理由